

多摩都市計画地区計画の決定（稲城市決定）

都市計画押立第一地区地区計画を次のように決定する。

名 称	押立第一地区地区計画	
位 置 ※	稲城市大字押立字上関地内	
面 積 ※	約 1.3ha	
地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、稲城市北東部の J R 南武線稲城長沼駅の北側に位置する地区である。稲城市都市計画マスタープランでは、都市内農地等との調和を図りつつ、個性豊かなうるおいのある住宅地の形成を目指す地区として位置づけられている。</p> <p>本計画では、土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、緑地機能を保有する良好な営農環境と調和した安全安心な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土 地 利 用 の 方 針	生産緑地との共存に配慮しつつ、低層戸建住宅を主体とした閑静で緑豊かなうるおいのある良好な住宅地を形成する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路と公園の機能が損なわれないよう維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境を有する住宅地を形成するため、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」、「建築物の緑化率の最低限度」を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する事項	緑豊かでうるおいのあるまちなみ形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。

地区	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路1号	6.0m	約205m	新設
			区画道路2号	6.0m	約75m	新設
			区画道路3号	6.0m	約160m	新設
			区画道路4号	5.0m	約15m	新設
			歩行者専用道路1号	4.0m	約10m	新設
整備計画	建築物等に關する事項	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡			
		壁面の位置の制限	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するもの。</p> <p>(2) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路及び公園境界線までの距離は、1.0m以上とする。</p> <p>(2) 隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること</p> <p>(3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること</p>			
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色彩を避け、周辺環境に配慮した色調とする。</p> <p>なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。</p>				

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	(1) 道路及び公園に面する部分にあつては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが 60cm 以下のもの及び門柱にあつては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。
		建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は次に掲げる数値とし、特に沿道部への緑化を図る。 10分の0.5

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

※印は知事協議事項

〔理由〕 土地地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、緑地機能を保有する良好な営農環境と調和した安全安心な住環境の形成を図るため地区計画を決定する。